

# 森林整備業務の施工体制マニュアル

平成21年10月（制定）

平成23年 4月（一部改正）

平成24年 4月（一部改正）

令和 4年 4月（一部改定）

長野県 林務部

## 森林整備業務の施工体制マニュアル

### 目 次

森林整備業務の施工体制マニュアル	1
<b>I 現場代理人</b>	1
1 定義	1
2 職務	1
3 資格	3
4 選任したときの報告等	4
5 罰則等	5
<b>II 専門技術者</b>	5
1 定義	5
2 職務	5
3 専任規定	6
4 専任で設置すべき期間の考え方	6
5 資格	8
6 選任したときの報告等	10
7 変更	11
8 罰則等	11
<b>III 適切な施工体制の確保</b>	14
1 森林整備業務 施工プロセスチェックリスト	14
2 工程表	15
3 下請負人通知書	15
4 下請負人への指導	16
5 施工体制台帳及び施工体系図	17
6 一括下請負の禁止	19
7 事業協同組合の留意事項	20

## 森林整備業務の施工体制マニュアル

長野県林務部が発注する森林整備業務の実施に当たっては、「設計図書」、「森林土木共通工事仕様書(令和3年11月1日適用。以下「共通仕様書」という。)」及び「森林土木工事施工管理基準(令和3年11月1日適用。以下「管理基準」という。)」を適用するほか、「契約事務」及び「現場管理」並びに「施工管理上守らなければならない諸規定」が別に定められています。

この諸規定は、長野県公式ホームページに一部掲載しているほか、次の図書に取りまとめてありますので、参照してください。

図 書 名	制定年月日 (最終改正)	摘 要	発行元 問い合わせ先
土木工事現場必携	平成17年9月 (令和2年3月)	県HPで公表中 (株)新建新聞社で販売	長野県 建設部建設政策課 技術管理室・林務 部 森林政策課

土木工事現場必携の内容は、主に建設工事のための通知や参考資料等なので、森林整備業務の施工体制に関して、これを補足し、留意していただきたい事項を以下に説明します。

### I 現場代理人(土木工事現場必携共 3-13 関連・契約約款第 10 条関係)

#### 1 定義

現場代理人とは、森林整備業務標準請負契約約款(以下、約款全体は契約書、条文を指す場合は、契約約款という)の的確な履行を確保するため、現場の取締りのほか、業務の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として現場に置かれる請負者の代理人です。

なお、請負者が自ら当該事項の全ての処理を行う場合には、現場代理人を選任する義務はありません。また、現場代理人は、IIで述べる専門技術者との兼務が可能です。

#### 2 職務

この契約の履行に関し、現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと及び次に掲げる権限を除き契約約款に基づく請負者の一切の権限を行使することです。

なお、個々具体的な契約に当たっては、現場代理人が請負者の一切の権限を行使することが妥当でないこともあるため、契約約款第 10 条第 4 項において、あらかじめ書面をもって発注者に通知した場合には、現場代理人の権限を制限し受注者が自らこれを行行使することができるとしています。

よって、発注者は、除外されている権限に係ることを除き、現場代理人に対し、意思表示等を行えば足りることとなります。

【除外されている権限(約款第 10 条第 2 項)】

(1) 請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領

- (2) 契約約款第 12 条第 1 項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求の受理
- (3) 契約約款第 12 条第 3 項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求に対する決定及びその通知
- (4) 契約約款第 12 条第 4 項に規定する監督員に関する措置請求
- (5) 契約約款第 12 条第 5 項に規定する発注者の監督員に関する通知の受理
- (6) 契約の解除に係る権限

森林整備業務請負契約書第 10 条 抜粋

第 2 項 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づき受注者の一切の権限を行使することができる。

第 3 項 発注者は、前項の規定に係わらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

第 4 項 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第 5 項 現場代理人及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

【常駐とは】

- ・当該業務のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に業務の現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。
- ・社会通念上やむを得ない事情で現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員配置届を提出した上で、現場を離れるようにしてください。
- ・業務の現場に常駐・専任が必要な期間は契約工期間です。
- ・なお、契約工期中にしゅん工検査が終了し、工事目的物の引渡しまで終了した場合にはそれ以降の常駐・専任義務はありません。・契約約款第 10 条第 3 項を発注者が認めた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。

常駐を要しない期間（全ての工事等で認めている）

実質的に現場が稼働していない次の期間においては、現場代理人等は現場への常駐を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事完成後、しゅん工検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ③ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

- ・次の条件を全て満たす工事等のうち、発注者が兼務可能と判断した場合は、試行として現場代理人の兼務を認めます。（後述Ⅱの専門技術者と兼務するものは除外）

- ① 県発注工事等（標準請負契約約款による工事等）の間で認める。ただし、国又は市町村の工事等（以下「市町村工事等という」）において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- ② 兼務可能な工事等の数は、2件までとする。
- ③ 工事等の請負金額は、2件とも3,500万円未満（当初契約）のものとする。
- ④ 工事箇所は、2件とも同一発注事務所管内（10ブロック内）に位置する工事等とする。
- ⑤ 連絡体制として、兼任する県発注工事等には連絡員を配置する。

#### 【運営、取締りとは】

契約書に基づく業務の施工に関し、受注者において行う現場に関する全ての管理行為を指します。したがって、業務の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、現場の風紀の維持等も含まれます。

### 3 資格

- (1) 所要の資格について、特に規定はありません。
- (2) 森林整備業務入札参加資格審査申請時に提出いただいた技術者名簿に記載されている技術職員（業務管理者、専門技術者、技術作業員の別を問わない）であり、契約人と直接的かつ恒常的な雇用関係がある方であれば、選任できます。
- (3) 新規採用等されて技術者名簿にまだ記載されていない者の場合  
森林整備業務技術者名簿変更届（長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱（以下「審査要綱」という。）様式第5号）が提出され、林務部において届出内容を審査し、適正な申請と認めた時点以降（届出者には受理通知をお送りします。）で、開札日が直接的かつ恒常的な雇用をしてから3か月以上経過している案件から選任することができます。

なお、名簿に記載される技術職員は代表者、役員又は常時雇用される従業員であることが必要です。（審査要綱第2第3項）

**【直接的な雇用関係】**

技術職員とその所属する事業者との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること。在籍出向者、派遣社員は不可。

**【恒常的な雇用関係】**

開札日以前3か月以上の雇用関係があること。

審査要綱様式第1号 3 (2) の注3 抜粋

代表者のほか役員又は常時雇用される従業員に限る。

なお、「常時雇用」とは、

①期間の定めのない雇用

②一定の期間（たとえば2ヶ月、6ヶ月等）を定めた雇用であっても、その雇用期間が1年以上の期間を通じて途切れることなく反復継続されていて事実上①と同等と認められるもの。

をいうが、技術作業員に限り、冬期間等に雇用しないことが常態である事業体にあつては、6月以上の期間を定めて雇用する者を含めてよい。

(4) 当然ながら、2で述べた権限を実体として受注者から委任されており、この契約の履行に関して発注者から発せられた意思表示等に対し責任を持って対応できる者である必要があります。

4 選任したときの報告等

(1) 林業土木工事手引第23条関係の1 (5)により、工程表とともに、契約締結後5日以内に「技術者等の通知書」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kitabogata/koji.html>と当該者の経歴書、開札日以前3か月以上の恒常的な雇用又は在籍を証する書類(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等)を提出してください。

また、以下に該当する事項があれば具体的に通知書に記載してください。

- ・約款の第10条第2項で、もともと除外されている権限の他に現場代理人の権限を制限し、受注者が自らこれを行行使する事項があれば、その内容を第4項により通知してください。

(2) 現場代理人を変更するときは、理由を付して事前に通知してください。

**【現場代理人の変更要件について】**

特に規定していませんが、現場管理等の一貫性を保つため、安易な変更は望ましくありません。事前に発注者に事情説明の上、変更通知を行い、業務に支障の無いよう円滑な引継ぎを行なうとともに、遅滞なく変更施工計画書、施工体系図を提出してください。

なお、変更する代理人は、変更日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

森林整備業務請負契約書第 10 条第 1 項 抜粋

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 専任の専門技術者(長野県森林整備業務入札参加者資格審査実施要綱(平成13年4月1日)第2条第3項第2号に規定する技術者をいう。以下同じ。)

## 5 罰則等

(1) 現場代理人が常駐していないとき(契約約款第 10 条第 3 項該当を除く)

- ① 監督員から指示票で改善指示するとともに、改めて工事打合せ簿(協議書)等による文書指示(内容を現場代理人が確認した上で捺印又はサインし、総括監督員までの承認を受けたもの。是正完了予定日を明記。)をします。
- ② ①の指示に従わなかったり、現場代理人が現場に常駐していないことが常態であることが確認されたときは、客観的に見て著しく不相当と認められるので、契約約款第 12 条第 1 項により、受注者に対し、理由を明示した文書により必要な措置(変更を含む。)をとることを求めることとなります。(改善指示書)

森林整備業務請負契約書第 12 条第 1 項 抜粋

発注者は、現場代理人がその職務(専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

③以下の点が、成績評定においてマイナス評価となります。

- ・現場代理人が常駐していないため、文書により改善指示されたこと。(発注者が認めた場合を除く)
- ・施工体系図、施工計画書の記載内容と現場施工体制が不一致であること。
- ・その結果工程管理や安全対策等の面で問題が生じたとき、該当する項目。

(2) 現場代理人として通知された方以外の者や 2 で述べた権限を実体として受注者から委任されていない者、常時雇用されていない従業員が現場代理人を勤めているときは、(1)と同様の処置になります。

## II 専門技術者(土木工事現場必携 共 3-13(建設工事での主任技術者)関連)

### 1 定義

請負契約に基づく業務での施工技術上の管理をつかさどる技術者で、必ず選任する必要があります。建設工事における主任技術者に相当します。現場代理人との兼務が可能です。

### 2 職務

この契約の履行に関し、専任で専門的な指導監督を行います。

なお、専門技術者の専任制は、下請事業者にも適用されます。(現場説明書 3 (5) イ (ア))

### 3 専任規定

#### (1) この契約の現場代理人、専門技術者とその他の技術者の兼務関係

区 分	現場代理人	専門技術者
経営管理責任者(*1)	○	○
営業所専任技術者(*2)	×	×
他工事(*3)の現場代理人	△	×
他工事の非専任の技術者 (*4)	△	×
他工事の専任の技術者	×	×

注) 「○」は兼ねることができ、「×」は兼ねることができません。

「△」は発注者が前述 I 【常駐とは】のように兼務を認めた場合に限りです。

(\*1) 建設業法において、一般建設業にあつては同法第 7 条第 1 号、特定建設業にあつては同法第 15 条第 1 号で定める「経營業務の管理責任者」をいいます。

(\*2) 建設業法において、一般建設業にあつては同法第 7 条第 2 号、特定建設業にあつては同法第 15 条第 2 号で定める「専任技術者」をいいます。

(\*3) 「他工事」とは、この契約を請け負った事業者(営業所)が実施している他の建設工事や森林整備業務等(元請下請問わず)をいいます。

(\*4) 「技術者」とは、専門技術者、主任技術者、監理技術者ですが、他工事で現場代理人が兼務している場合に、当該現場代理人との兼務対象。

#### (2) 「専任」と「常駐」について

業務の現場への「専任」は、原則として現場に常駐することを求めることですが、発注者との打ち合わせ等のため現場を離れる場合といった当該業務に専念する状態も含んでいます。ただし、業務の現場を離れている場合においても、緊急時には速やかに対応できる体制であることが必要です。

#### (3) 専任制の特例

専任が必要な業務のうち、密接な関係のある 2 つ以上の業務を随意契約によって同一の事業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の専門技術者がこれらの業務を管理することができます。

### 4 専任で設置すべき期間の考え方

#### (1) 専任で設置すべき期間

ア発注者から直接業務を請け負った場合の専門技術者を専任で設置すべき期間は、契約工期とするのが基本です。

イ工事準備等の行為も含め現場が不稼動であることが明確である期間については、その期間が手続上明確になっている場合に限り、必ずしも専任を要しません。

ウ業務着手前やしゅん工検査後等の業務の現場が稼働していない期間

(ア) 業務着手日までの期間

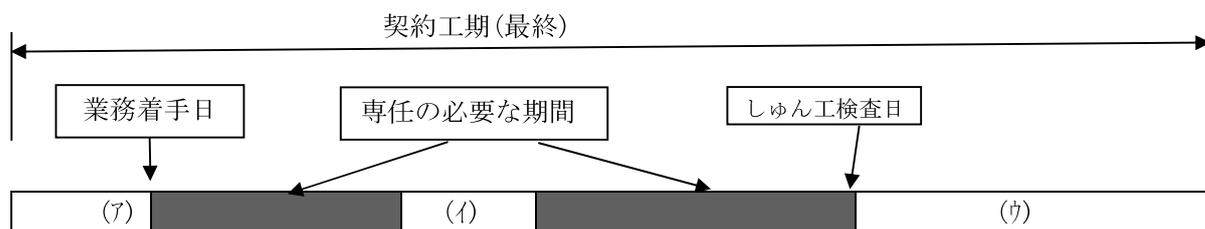
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

(イ) 業務の中止期間

業務用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、業務を全面的に一時中止している期間

(ウ) しゅん工検査後の期間

業務完成後、しゅん工検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間



※しゅん工検査が契約工期内に実施されない場合

専任を要する期間は契約工期までですが、しゅん工検査時には現場代理人又は専門技術者が立会い、修補指示等があったときには適切に対応できる体制としておいてください。

(2) 受注希望型競争入札での規定

入札公告で、以下の条件が規定されています。

ア「2（2）専門技術者の配置」

「開札日以降において、他の森林整備業務又は建設工事の現場代理人、専門技術者、主任技術者、監理技術者及び建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任技術者に配置されていない技術者であること。

イ5その他の入札条件（2）

「開札日時点で、他の森林整備業務又は建設工事の現場代理人、専門技術者、主任技術者、監理技術者及び建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者に配置されていない専門技術者の数を超えて落札することはできません。

(3) 下請工事における専任の必要な期間について

下請工事においては、施工が断続的に行われることを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間とします。（契約工期とは限らない。平成20年2月14日付け19森政第411号林務部長通知）

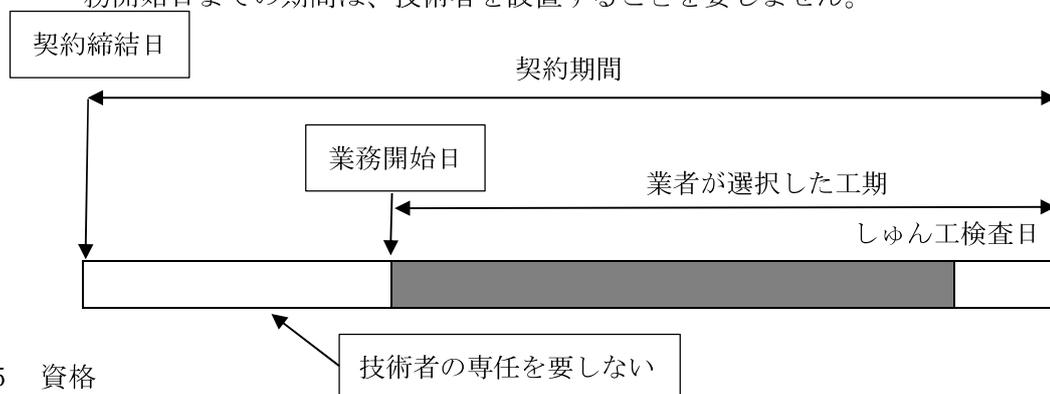


※県では下請を含めた専門技術者の選任状況を契約工期で管理しています。よって、下請業務が終了した後、下請事業者がその下請業務に従事していた専門技術者を配置予定技術者として県の別件の森林整備業務の入札に参加しようとする時には、開札日が既に修了した下請業務の工期内であれば「他の森林整備業務又は建設工事の現場代理人、専門技術者、主任技術者、監理技術者及び建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者に配置されていない専門技術者の数」にカウントされません。

元請負人を通じ、下請業務の施工が終了した旨、申し出てください。

#### (4) フレックス工期の取扱について

フレックス工期(業者が一定の期間内で業務開始日を選択することができ、これが手続き上明確になっている契約方式に係る工期をいいます。)を採用する場合には、業務開始日をもって契約工期の開始日とし、契約締結日から業務開始日までの期間は、技術者を設置することを要しません。



#### 5 資格

(1) まず、森林整備業務入札参加資格審査申請時に提出いただいた技術者名簿に専門技術者として記載されている方であることが必要です。

その身分は、審査要綱第2第3項で代表者、役員又は常時雇用される従業員であることとされ、資格要件及びその資格を取得するのに必要な実務経験等は以下のとおりとなっています。

## (審査要綱別表 1、別表 2、長野県森林整備入札参加資格審査事務処理要領 (以下「審査要領」という。) 第 4 第 4 項第 4 号②のなお書きから抜粋)

要件区分	種別	森林整備業務の実務経験年数(*)	認定・主催者等	受験(受講)資格を得るための所要実務経験の種類・内容(条件)	試験・講座の別等	専門技術者として認められる最短の所要総実務経験年数
1-2①	技術士(森林部門)		国(技術士法)	科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項の計画、研究、設計、分析、試験、評価、指導	試験2次まで	4年超
1-2②	林業技術士(林業経営・林業機械・森林環境部門)		(社)日本森林技術協会	受講部門の業務	通信研修+スクーリング4日+レポート、修了試験	7年超
1-2②	林業技術士(森林総合監理部門)		(社)日本森林技術協会	森林の分析、評価、検証、森林施業管理等の技術又は技術研究に関して指導的立場	通信研修+スクーリング4日+レポート、修了試験	10年超
1-2③	長野県林業士		知事	(所属又は市町村長の推薦)	研修1年目16日、2年目30日+レポート、面接審査	1年超
1-2④	長野県林業技能作業士		知事	林業労働(おおむね45歳未満)	研修68日+レポート、指定免許等の取得(現在は制度なし)	3年超
1-2⑤	林業普及指導員(林業専門技術員を含む)資格試験に合格した者		国(森林法)	林業に関する試験研究又は教育、林業に関する技術についての普及又は指導(AG試験の合格者)	試験	2年超
1-2⑦	フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)		(財)長野県林業労働財団	林業の就業経験が通算10年以上の者であり、かつ一定の技能レベルを有するもの	研修	10年超
1-2⑧	フォレストリーダー(現場管理責任者)		(財)長野県林業労働財団	林業の就業経験が通算5年以上の者であり、かつ一定の技能レベルを有するもの	研修	5年超
1-2⑨	フォレストワーカー(林業作業士)		(財)長野県林業労働財団	一定の技能レベルを有するもの	研修	3年
1-2⑥ <長野県知事が認めたもの>						
2-1	林業改良指導員資格試験に合格した者	合格後1年以上	知事	林業に関する試験研究又は教育、林業に関する技術についての普及又は指導	試験(現在は制度なし)	1年超
2-2	上の受験資格を有する者	取得後2年以上		林業に関する試験研究又は教育、林業に関する技術についての普及又は指導	実務経験のみ	2年超
2-2	これに準ずる者(定義は事務処理要領第4第4項4号②ア)	取得後2年以上		専門的な指導監督を含めた森林整備業務について公的機関が発注する工事の経験を有すること(A)	実務経験のみ	4年超
2-2	これに準ずる者(定義は事務処理要領第4第4項4号②イ)			〃	実務経験のみ	10年超
2-3	長野県林業大学校を卒業した者	卒業後2年以上	大学校長	(高校卒業程度)	卒業	2年超
2-4	長野県が実施する森林整備技術者資格試験に合格した者		林務部長	公的機関が発注する森林整備工事の専門的な指導監督(労働安全衛生規則36条8号の業務に関する特別教育を修了している者)	試験(筆記及び実技)	1年超
				上記の該当者で森林整備業務の実務経験4年以上あり	筆記試験のみ	5年超
				森林整備技術者養成講座を修了した者、長野県林業大学校を卒業した者又は卒業見込みの者、森林・林業セミナーを修了した者	実技試験のみ	0
				森林整備業務の実務経験(森林整備技術者養成講座、森林・林業セミナーの修了者で実技試験を受け、不合格となった者)	実技再試験免除	2年超
				森林整備業務の実務経験(森林整備技術者養成講座、森林・林業セミナーの修了者)	試験免除	4年超

注)「要件区分」は、「長野県森林整備入札参加資格審査実施要綱」別表の区分による

技術者に異動があったときは、すみやかに森林整備業務技術者名簿変更届（審査要綱様式第5号）を提出してください。新規採用や新規の資格取得等により専門技術者資格者となっても、名簿への記載提出がなければ、個々の業務の専門技術者として選任できません。

(2) 専門技術者は、業務の適正な施工を確保するために、当該業務を請け負った事業者と開札日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

(3) 下請事業者も元請の専門技術者と同等の資格を有する者を専任で業務の現場に配置してください。また、その方の氏名、資格を文書（下請負人通知書、施工計画書、施工体制台帳）で報告してください。（平成20年2月14日付け19森政第411号林務部長通知。現場説明書3（5）イ）

専門技術者と同等の資格とは：審査要綱第2第3項及び第4項に掲げる者

## 6 選任したときの報告等

### (1) 受注希望型競争入札に付す案件の特例

ア開札日時点で森林整備業務、その他の工事現場に専任で配置されていない専門技術者が1名以上いれば、同時に発注された複数の森林整備業務の入札に参加できます。各入札参加資格者の専門技術者配置状況は、県において把握していますので、他の森林整備業務又は建設工事の現場代理人、専門技術者、主任技術者、監理技術者及び建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者に配置されていない専門技術者数と同数の落札候補者となった時点で、落札順位の下の工事の入札書は無効(失格)となります。

★配置できる専門技術者がいないにもかかわらず、応札しないようご注意ください。入札参加停止等の対象となる場合があります。（8参照）

イ落札候補者となった方には、電子入札システムによる通知書又はFAXのいずれか及び電話により連絡しますので、そこに記載された期限までに森林整備業務の実施現場に常駐配置できる専門技術者の名簿の写しと、その可否を示す書類及び開札日以前3か月以上の恒常的な雇用又は在籍を証する書類（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等）を提出してください。

### (2) 全ての案件

落札決定した場合には、林業土木工事手引第23条関係の1（5）により、「技術者等の通知書」

（<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/koji.html>）と経歴書を提出してください。

### (3) 受注希望型競争入札以外による案件の場合

「技術者等の通知書」には、専門技術者として工事の実施現場に専任配置できることを示す書類及び開札日以前3か月以上の恒常的な雇用又は在籍を証する書類（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等）を添付してください。（現場説明書3（5）エ）

## 7 変更

- (1) 専門技術者の変更は、原則として、正当な理由がなくては認められません。(受注希望型競争入札に関する質問・回答 6-8)
- (2) どうしても技術者を変更しなくてはならない事情が発生したときは、発注者に協議し、承諾を得た後、実際の変更までに専門技術者の変更通知を提出してください。また、遅滞なく施工計画書及び施工体系図を変更して提出してください。  
なお、以下の事項に留意してください。
  - ア 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること。
  - イ 交代前後における技術者の技術力が同等(公告条件等に適合している等)以上に確保されること。
  - ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。  
(監理技術者制度運用マニュアル(4)から抜粋)

## 8 罰則等

- (1) 配置可能技術者が誰もいないにもかかわらず受注希望型競争入札に参加したとき(落札候補者以外の者で確認されたとき)  
警告通知をします。警告通知をした日から2年以内に再度、同様の入札を確認した場合には、入札参加制限の適用日が、入札公告から落札決定までの間に含まれる案件には入札参加が制限されます。(受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない者が入札した入札書に対する事務処理規定)
- (2) 入札参加資格要件審査書類に虚偽の記載をしたとき、入札参加資格要件審査書類を提出しないとき、提出した場合であっても審査書類中、正当な理由がなく専門技術者を配置できないとき、書類の不備による故意の辞退とみなされるとき(落札候補者の審査で判明したとき)
  - ア 入札書は無効(失格)とします。
  - イ 森林整備業務入札参加資格審査事務処理要領(以下「審査要領」)第5の規定により入札参加停止を行う場合があります。(長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(以下「入札参加停止要領」)別表第2第10号、第11号該当)
  - ウ 落札候補者が入札参加資格要件審査書類を提出しなかったときは、入札保証金に相当する金額を徴収します。
- (3) 落札者が契約を締結しないとき  
入札保証金に相当する金額を徴収した上、入札参加停止を行う場合があります。  
(入札参加停止要領別表第2第11号該当)
- (4) 契約後、専門技術者が受注した業務以外の仕事を兼務するなど専任していると認められないとき、通知された技術者と違う者が専門技術者業務を行っていたとき  
ア 監督員から指示票で改善指示するとともに、改めて工事打合せ簿(協議書)等による

文書指示(内容を現場代理人が確認した上で捺印又はサインし、総括監督員までの承認を受けたもの。是正完了予定日を明記。)をします。

イアの指示に従わなかったり、専門技術者が現場に常駐していないことが常態であることが確認されたときは、客観的に見て著しく不相当と認められるので、契約約款第12条第2項により、受注者に対し、理由を明示した文書により必要な措置(変更を含む。)をとることを求めることとなります。(改善指示書)

森林整備業務請負契約書第12条第2項 抜粋

発注者又は監督員は、専門技術者(現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ更に、悪質な場合は契約を解除し、違約金を徴収するとともに入札参加停止します。(入札参加停止要領別表第2第11号該当)

森林整備業務請負契約書第47条、48条、55条 抜粋

47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき
- 二 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

森林整備業務請負契約書第48条 抜粋

48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 十一 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時森林整備業務の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第47条、第48条又は第48条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

エ改善が見られ、業務を続行した場合でも、以下の点について成績評定においてマイナスの評価となります。

- ・ 専門技術者が専任していないため、文書により改善指示されたこと
- ・ 施工体系図、施工計画書の記載内容と現場施工体制が不一致であること
- ・ その結果工程管理や安全対策等の面で問題が生じたとき、該当する項目

(5) 下請負人通知又は施工体制台帳に記載がなかった下請事業者及び下請専門技術者が確認されたとき、下請の専門技術者の資格が虚偽であったとき、専任で業務の現場に配置されていないことが確認されたときは、(4)と同様の処置になります。

### Ⅲ 適切な施工体制の確保（土木工事現場必携共通編（共4）関連）

#### 1 森林整備業務「施工プロセスチェックリスト」

(1) 契約からしゅん工検査に至る間の施工体制、施工状況を適時に確認し、受注者に対し必要な指示等をして適正を期すために作成し、平成20年12月1日以降に公告する森林整備業務から適用しています。(チェック対象は最終請負額が100万円以上で、かつ除間伐を含むもの)

施工体制、施工状況の確認すべきポイントをまとめてありますので、受注者自身で施工体制、施工状況を把握するためのツールとして活用してください。

#### ○森林整備業務「施工プロセスチェックリスト」

(制定:平成20年11月27日付け20森政第304号 最終改正:令和4年 月 日付け3森政第 号)

森林整備業務における施工体制の適正化は、平成19年3月23日付け18森政第145号「森林整備業務における施工体制の適正化について」、平成19年3月23日付け18森政第146号「森林整備業務における専門技術者の専任について」、平成20年2月14日付け19森政第411号「森林整備業務における施工体制の適正化の徹底について」等により通知されている。

森林整備業務の総合評価落札方式では、森林整備業務の評定点が評価の一項目で、評価点項目の「施工体制」、「施工状況」が80/100点を占める等、施工の過程で施工体制、施工状況を確認し、適切な森林整備を行う重要性がますます高まっている。

(2) 様式：別紙1のとおり

## 2 工程表

(1) 契約書第3条第1項により契約締結後5日以内に提出してください。

(2) 様式：<http://www.pref.nagano.lg.jp/nyusatu/jktype/yoshiki09.xls>

## 3 下請負人通知書

(1) 受注者が下請契約を締結した場合には、下請契約金額、内容に関わらず、下請負人通知を提出してください。

提出時期は施工計画書や施工体制台帳作成前とし、変更があった場合にはその都度提出してください。

森林整備業務現場説明書3(5)イ 第7条(下請負人の通知)関係

(ア) 下請契約(部分下請に限る)を結んだ場合は、下請契約締結後すみやかに書面(下請負人通知書)により報告してください。

なお、下請契約を結んだ場合は、専門技術者と同等の資格を有する者を専任で配置するものとし、合わせて報告ください。

※専門技術者と同等の資格

長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱第2の3及び4(別表1・2)に掲げる者。

(2) 様式例：別紙2のとおり

(3) 県が発注する森林整備業務は本来下請負に出さず、直営で施工していただくことを原則としています。また、一括下請負は、契約書第6条により禁止されていますので、充分注意してください。

(4) 下請負人の要件

ア 総則

森林土木共通仕様書1-1-1-14 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2) 下請負人が長野県の入札参加資格者である場合には、営業停止、入札参加停止期間中でないこと。

(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。

イ 森林整備業務に係るもの

アの要件を全て満たしていれば、長野県森林整備業務入札参加資格を有しない者でもかまいません。

ただし、次に該当する者は下請負することはできません。

(ア) 専門技術者として、元請の専門技術者と同等の資格を有する者を専任で配置することができない者(森林整備業務現場説明書3(5)イ 第7条(下

請負人の通知) 関係)

(イ) 「審査要領」第5の規定による入札参加資格の停止の期間中の者

審査要領第5で準用する長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第8

(下請等の禁止)

発注機関の長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は建設工事等の契約保証人となることを承認してはならない。

ウ 森林整備以外の業務に係るもの

アに該当する事業者であるほか、請負又は委託に付す業務に関し、法令に定めがある場合には、必要な許可、登録等を持つ者としてください。

(5) 次の業務も下請契約に該当するので、通知及び施工体制台帳等への記載が必要です。

- ・交通整理員、ガードマン（技術者の配置は不要）
- ・産業廃棄物処理業者（           "           ）
- ・ダンプ運搬（1人親方の運転手）（           "           ）
- ・1日で完了する作業、小額な作業、労務のみ単価契約の請負（委託）契約（森林整備に該当する作業を行う場合は技術者の配置必要）
- ・運転手付のリース契約（機械と一緒にリース会社から派遣されたオペレータを業務につかせることは、労働者派遣事業法に抵触するので、リース契約ではなく請負（委託）契約とすることが必要）

(6) もし受注者が下請負人通知書を提出しないまま下請負に付した場合、下請負人が県の森林整備業務入札参加資格を申請する際にその実績は「森林整備業務に係る経営規模等評価申請書」に完成工事高として計上することができず、資格総合点数に反映されません。

#### 4 下請負人への指導

(1) 現場説明書で、次のとおり規定しています。

森林整備業務現場説明書4（1）業務の適正な施工の確保について

ア 下請契約について

下請契約（部分下請に限る）は、建設工事標準下請契約約款によって締結し、建設工事標準下請契約約款を使用できない理由があるときは、同約款に準拠したものにより契約内容を明確にするとともに、下請代金の決定、前払金を含む下請代金の支払等に不適正な条件を付さないようにし、不必要な重層下請を避けるように配慮してください。受注者の資本金（又は出資金の総額）と下請する業務内容によっては、下請代金支払遅延等防止法が適用されるので注意してください。

イ 下請負人の指導について

「長野県建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」を準用しますので、同要

領に規定される事項を遵守し、下請負人に対して必要な指導、助言その他の援助を行ってください。

ウ 下請負人への通知

下請負人には、下請負人通知書の写しと共に、以下の事項を記した書面を交付してください。

- ① 再下請負の制限
- ② 再下請負通知書の提出
- ③ 再下請負業者に対する通知
- ④ 当工事の概要

(2) 再下請負は、現場管理や品質確保の責任があいまいになる恐れがあり、安易な受注やいわゆる丸投げにつながる恐れがあることから、平成21年4月1日以降、原則として禁止しています。

再下請負をしなければならない特段の事情があるときは、事前に発注者の承諾を得てください。(森林整備業務現場説明書3(5)イ 第7条(下請負人の通知)関係(イ)で規定)

(3) 下請負人への通知書様式例：別紙3のとおり

## 5 施工体制台帳及び施工体系図

(1) 施工体制台帳とは、本来建設業法第24条の7第1項により、受注者が工事を施工するために締結した下請契約の請負代金(契約が2以上あるときはその合計)が、建築一式工事にあつては4,500万円、建築一式工事以外にあつては3,000万円以上となるときに作成し、工事現場に備え置かなければならないとされているものです。

(2) 受注者は、森林整備業務の適正な施工を確保するためには、直接の契約関係にある下請負人のみならず、当該業務の施工にあたる全ての事業者を監督しつつ、業務全体の施工を管理することが必要であることから、建設工事に限らず森林整備業務においても、下請契約の請負代金の大小に関係なく建設業法に準じて記載した施工体制台帳を作成していただくこととしています。

### 森林土木共通仕様書1-1-1-15施工体制台帳

1 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」(平成29年3月31日付け28監建政技第324号)、「建設工事における施工体制台帳作成などの取扱いについて」(令和3年2月9日付け2森政第452号)及び「施工体制台帳の作成等の改正について」(令和3年3月9日付け2森政第527号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員等に提出しなければならない。

2 第1項の受注者は、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」(平成29年3月31日付け28監建政技第324号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の人

札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員等に提出しなければならない。

3 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び元受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。

4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員等に提出しなければならない。

(3) 施工体制台帳等として作成、提出する書類一覧

	項目	様式等
①	施工体制台帳	
②	下請負人に関する事項	(省略可)
③	再下請通知書（再下請負人ごとに添付）	土木工事現場必携共通編共4-32に準じる
④	全ての下請契約書（再下請契約書を含む）、 下請負人への通知書の写し	下請負人への通知書様式例：別紙3のとおり
⑤	施工体系図	(例)による

(4) 施工体系図は、常に業務関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示してください。内容に変更があった場合は、速やかに掲示しなおしてください。

## 〇〇工事施工体系図(例)

発注者名	長野県〇〇地域振興局
工事名	年度 事業 号工事
工期	年 月 日～年 月 日

元請人

請負者名	森林建設(株)
安全衛生管理者	森林一郎
現場代理人	森林二郎
専門技術者	森林三郎
技術者区分	知事認定

下元請人

内容	請負者名	森林建設(株)
A地 下刈	安全衛生管理者	森林一郎
	現場代理人	森林二郎
	専門技術者	森林三郎
	技術者区分	知事認定
工期	年 月 日～年 月 日	

内容	会社名	
	安全衛生管理者	
	現場代理人	
	専門技術者	
	技術者区分	
工期	年 月 日～年 月 日	

## 6 一括下請負の禁止

## (1) 契約書による禁止

森林整備業務請負契約書第6条

(一括委任又は一括下請負の禁止)

受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

★一括下請負が禁止される理由は

- ・発注者が請負契約の当事者である当該事業者へ寄せた信頼を裏切る
- ・中間搾取、業務の質の低下、労働条件の悪化、施工の責任の不明確化が生じるなど

## (2) 一括下請負の認定

業務を請け負った事業者は、業務の完成について誠実に履行することが求められ、一括下請負であるかは以下により認定されます。

(平成13年5月1日13監第68号通知「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底について」(土木工事現場必携共通編共4-52)に準拠)

ア 実質的に関与している場合を除き、一括下請負に該当する場合

- ・請け負った業務の全部又は、その主たる部分を一括して他の事業者へ請け負わせる場合
- ・請け負った業務の一部であっても、他の部分から独立してその機能を発揮

する地区又は工種を一括して他の事業者に請け負わせる場合

イ 実質的に関与とは

元請負人が自ら総合的に企画、調整、指導などを行うことをさす。

(施工計画の企画、策定や工程、安全、品質などの施工管理の実施、下請負人に対する指導や施工調整、地元などの対外調整などを行うことをさし、単に技術者を置くだけでは該当しない)

ウ 認定の実施

- ・ 請け負った業務 1 件ごとに行い、1 件の範囲は契約単位とする。
- ・ 下請負人間にも適用される。

(3) 罰則等

ア II 8 (4) と同様の処置になります。

イ一括下請負を行った事業者は当該業務を実質的に行っていると認められないため、資格総合点数の算定における完成工事高に当該業務に係る金額を含めることができません。

7 事業協同組合の留意事項

(1) 施工体制

中小の事業者が共同受注するために事業協同組合等を設立し、県の入札参加資格を得るためには、

- ・ 組合独自の技術者を雇用する
- ・ 受注業務を確実に施工できる体制を整備する

ことが大前提となります。

組合が受注した業務を施工する方法には、分担施工方式と共同施工方式がありますが、いずれの場合も組合自身が自ら総合的に企画、調整、管理、監督などを行い、現場代理人及び専門技術者は組合と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者 (I 3 参照)、すなわち就業規則において就労条件、身分の得失関係、賃金、福利厚生等についての取扱が定められている等、組合との責任関係が明確な者であることが必要です。

分担施工方式をとる場合には、下請負の手続きを忘れないようにし、一括下請負とならないよう十分留意してください。

**【分担施工方式】**

- ・ 組合が各施工担当組合員に業務の一部分の施工をそれぞれ割り当て、各施工担当組合員には、組合の企画・調整・管理・監督・指導の下に、担当部分についてそれぞれ責任施工させる方式
- ・ この場合、組合が元請負人、組合員が下請負人と位置づけられ、組合は業務を共同受注するたびに各施工担当組合員との間で下請契約を締結することが必要

**【共同施工方式】**

- ・ 組合員の経営資源を組合に持ち寄り、組合自身が施工主体となって業務を完成

させる、高度に共同化した方式

- ・受注者である組合自身が一事業体として業務を施工し完成させるもの（いわゆる直施工）で、施工担当組合員は自社の従業員を組合に出向させ、組合の指揮・命令の下に業務に従事させる（組合と組合員は従業員の出向契約を締結する必要あり）。ただし、現場代理人及び専門技術者は出向者を当てることはできない

(2) 同時入札の制限

ア事業協同組合とその構成員は「実質支配会社」に該当し、同一案件に同時入札することはできません。（森林整備業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕

イ同時入札が判明した場合は、以下のア又はイ、並びにウにより処分を行います。

- (ア) 入札書提出から落札候補者決定までの間は、該当する会社すべてについて、当該入札に係る入札書を無効とする。
- (イ) 落札候補者決定後から契約締結までの間は、該当する会社すべてについて、当該入札に係る入札書を無効（失格）とする。
- (ウ) 入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。